

下水道事業 受益者負担金・分担金を 令和6年4月から改定します

下水道受益者負担金・分担金（以下「負担金」といいます）とは？

下水道を整備する際、利益を受ける方に負担していただくお金です。例えば、農地を宅地にして新たに住宅を建築するとき、宅地内に下水道を利用するための「公共ます」を新たに設置した場合などに納めていただきます。毎月納めていただく下水道使用料とは異なり、負担金を収めていただくのは、ひとつの土地に対し、原則1回です。



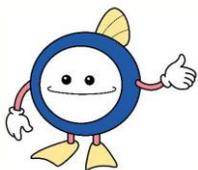
下水道マスコットキャラクター
スイスイ

なぜ見直すの？

今回対象となる地域は、下水道管を通して汚水を処理施設に集めて処理する地域（「集合処理区域」といいます）です。

美作市では市内の下水道整備が完了しており、新たな下水道整備としては主に住宅新築などに伴うものが中心です。住宅新築などにより、新たに「公共ます」を設置した場合に納めていただく負担金が、現状、住宅を建てる地域によって金額が異なります。

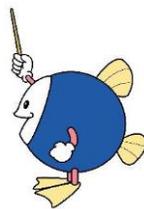
費用負担の公平性を確保するため、集合処理区域の負担金を同一の金額に見直すものです。



市内全域が同じ金額になるのですか？

集合処理区域では同じ金額（公共ます一基当たり30万円）になります。ただし、一部地域の農地などでは、過去、宅地化するまで負担金の徴収が猶予されている土地があります。このような場合、猶予する際決めた金額を納めていただきますので、同じ金額にならない場合があります。

なお、集合処理区域以外（合併浄化槽など個別処理施設の整備、1基当たり20万円）は、今回の見直しの対象外です。



見直しに伴い何か手続きが必要ですか？

すでに下水道を使用されている方が行う手続き等はありません。

下水道を利用し下水道使用料を支払っているのですが、新たな費用負担が必要なのですか？

すでに下水道を利用されている方に新たな費用負担を求めるものではありません。また、今回の見直しで**下水道使用料金**が変わることはありません。

下水道事業 受益者負担金・分担金を 令和6年4月から改定します

地域	現在の金額	令和6年4月以降 見直し後の金額	見直しの影響 (主な事例)
勝田	公共枿1基30万円 公共枿1基増すごとに10万円	公共枿1基あたり 30万円	なし
大原	公共枿1基30万円		
東粟倉	公共枿1基30万円		
美作 (注1)	場所により①か②のいずれか ①1㎡あたり500円又は550円 ②公共枿1基30万円又は40万円		①算定方法の変更(面積 →ますの数)による増減 ②なし又は公共枿1基 あたり10万円の減
英田	公共枿1基20万円 公共枿1基増すごとに10万円		公共枿1基あたり 10万円の増
作東	<ul style="list-style-type: none"> 生活世帯 1受益1戸あたり40万円 集合住宅1戸あたり40万円 1世帯増すごとに15万円 生活世帯以外の世帯又は事業所 事業所受益建物面積 300㎡まで40万円 300㎡以上1㎡増すごとに700円 集合事業所40万円 1事業所増すごとに15万円 受益建物面積300㎡以上1㎡ 増すごとに700円 	公共枿1基あたり 10万円の減	

注1) 美作地域では、農地などの場合、下水道受益者負担金の徴収を猶予している場合があります。この猶予は従前のおり有効とし、宅地化などにより猶予理由が消滅した場合、猶予した金額(猶予時に面積に基づき計算して猶予している負担金の額)をお支払いいただきます。

美作市役所 都市整備部 下水道課 (美作浄化センター)
〒707-0062 岡山県美作市湯郷932
TEL: 0868-72-6700 FAX: 0868-72-6701
E-Mail: gesui@city.mimasaka.lg.jp

詳しくは下水道課へお問い合わせください。

